

事業の概要

事業名	災害時要援護者避難支援に関する調査業務委託
担当課	危機管理課
目的	区における災害時要援護者の避難支援対策の強化
対象者	災害時要援護者名簿登録者
事業内容	<p>災害時要援護者の避難支援対策の一環として避難支援プラン作成にあたり、要援護一人ひとりの置かれている状況を具体的に把握するため、社団法人東京社会福祉士会に委託し、調査を実施する。調査方法は、家庭訪問による聞き取り調査とし、区から災害時要援護者登録名簿の配付を受けている民生委員と社会福祉士が同行する形で行う。今年度は若松町地区 216 名を対象とし、被災リスクの高い要援護者に対しては、調査後、避難支援者を定める等「個別支援計画」策定の基礎資料とする。また、調査結果は、避難支援プラン全体計画策定に役立てていく。</p>

別紙(その他の業務委託等)

- ◇1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)…事前報告
- ◆2. 個人情報の収集を伴う委託等(第14条第1項)…事前報告
- ◇3. その他の委託(第14条第1項)…事後報告

件名 災害時要援護者避難支援に関する調査票作成業務委託について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	災害時要援護者避難支援に関する調査
委託先	社団法人東京社会福祉士会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>①提供する項目 若松町地区(若松町特別出張所管轄区域)の災害時要援護者登録名簿登録者216名の登録情報(登録者の氏名、住所、電話番号、生年月日、町会名、登録番号、郵便番号、登録年月日、住民番号、緊急連絡先の氏名、電話番号、階段の昇り降りの状況、屋外への移動状況、コミュニケーションの状況、現在受けているサービスの所管部署、医療状況、その他避難時に知っておいてほしい事柄)</p> <p>②新たに収集する情報 ・避難所まで一人で行けるか、避難支援者がいるか、避難所で配慮してほしい事柄</p>
委託理由	災害時要援護者は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、難病を患っている方等幅広く、的確に個人の状況を把握し、調査票に記録・取りまとめる作業には、専門的な知識や対人援助技術が不可欠である。会としての倫理規定と守秘義務を持つ社団法人東京社会福祉士会を適任と考えた。
委託の内容	<p>民生委員と要援護者宅を訪問、本人同意のもと、聞き取り調査を実施する。その際、事前に危機管理課から対象者宅へ趣旨説明の文書を送付しておく。</p> <p><委託内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者宅216名訪問 ○調査の実施及び避難支援プランの作成が必要かどうかの分析 ○調査結果を集計、分析し、報告書を作成する。
委託の開始時期及び期限	平成20年8月1日から平成21年1月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。